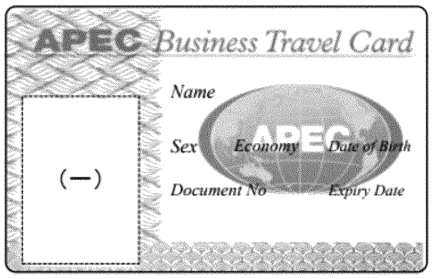
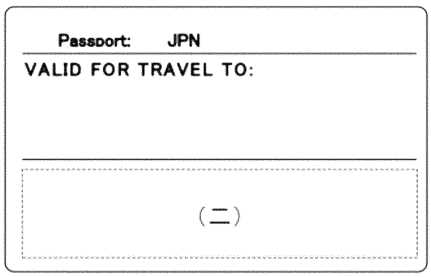
［削る］

別記様式（第六条関係）

（表面）



（裏面）



（注）

1　縦54ミリメートル、横85.5ミリメートルとする。

2　空欄（一）には写真を印刷し、（二）にはＩＣＡＯ標準の機械読取領域を設けるものとする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（有効期間に関する経過措置）

2　この省令による改正前のアジア太平洋経済協力の枠組みにおいて運用されている商用渡航カードに関する省令第六条（第八条、第十条、第十条の2及び第十二条において準用する場合を含む。）に規定する商用渡航カードの有効期間については、なお従前の例による。